会長および副会長に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、定款の規定に基づき、学術集会に係る会長および副会長選出に関し、必要な事項を定める。

（会長の責務）

第２条　会長は学術集会の開催にあたり以下の事項について責務を負う。

- 学会が定める学術集会運営要項の順守
- 適切な予算計画の立案と遂行
- 広報活動
- 日本集中治療医学会の学術集会として相応しい企画立案やプログラムの編成
- プログラム委員会の統括管理
- 理事会ならびに各種委員会との連携
- 国際交流委員会と交流のある国際学会との連携
- 他学会、他団体との連携
- 日本集中治療医学会事務局との連携
- 学会運営会社（コンベンション会社）への指示
- 各企業との協力関係の構築
- 開催当日運営における全体統括
- 日本集中治療医学会雑誌記録集の完成
- その他、運営にかかわる業務全般

（立候補）

第３条　会長候補者となるには、理事が公示期間内に立候補を理事長に届け出る。

（選考）

第４条　理事長は、理事会に諮り、届け出のあった会長候補者を３名以内に選考し、これに順位をつけずに社員に前もって通知する。

２　公示期間経過後、会長候補が１名の場合は、理事会で審議し、社員総会で報告する。

３　公示期間経過後、会長候補が無い場合は、理事会で選出し、社員総会で報告する。

（選挙の方法）

第５条　会長の選挙は、次の各号に従う。

（１）選挙の選挙人は、この選挙が行われる年度の評議員とし、社員総会または、郵送もしくは電磁的方法を用いて選挙を行う。

（２）選挙にあたっては理事長が評議員２名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。

（３）投票は単記無記名とし、電磁的方法の場合は１名を選択する。

（４）以下の投票は無効とする。

１）郵送の場合は正規の用紙、電磁的方法では正規のフォーマット等を用いないもの。

２）候補者以外の氏名を記載したもの。

３）所定の人数を超える氏名を記載したもの。

４）判読不能のもの。

（５）当選者の確定は次の各項に従う。

１）郵送または電磁的方法のどちらの場合も選挙管理委員の立ち合いのもと、開票を行う。

２）有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。

３）有効得票数１位の候補者が複数あるときは、これらの候補者について再投票を行い、有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。

（選出時期）

第６条　会長の選出は、就任年度の５年前に行う。就任年度の２年前から副会長として会務を担当する。

（会長の代行・交代）

第７条　会長が学術集会の準備・運営を遂行することが困難となった場合、会長代行または新たな会長の選出については理事会で審議する。

（改定）

第８条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2005 年 10 月 3 日から施行する。

この改定は、2006 年 5 月 16 日から施行する。

この改定は、2014 年 1 月 1 日から施行する。

この改定は、2014 年 8 月 11 日から施行する。

この改定は、2020 年 4 月 27 日から施行する。

この改定は、2020 年 10 月 29 日から施行する。

この改定は、2021 年 2 月 11 日から施行する。

この改定は、2021 年 6 月 28 日から施行する。

この改定は、2021 年 12 月 10 日から施行する。

この改定は、2023 年 7 月 20 日から施行する。

この改定は、2024 年 2 月 9 日から施行する。

この改定は、2024 年 7 月 17 日から施行する。